平成２５年（フ）第６３号
山口県防府市大字大崎1377番地の１
債務者　縄田　智章
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村川　智一
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
山口県宇部市大字際波187番地12
債務者　田中　宏幸
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　久典
４　破産債権の届出期間　平成25年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区葛原高松２丁目２番９号
債務者　柳　　正弘
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３１号
奈良県橿原市見瀬町109番地の１、前住所奈良県橿原市見瀬町90番地の８
債務者　柳原　健二
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　容子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前10時35分
６　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
青森県黒石市大字元町68番地
債務者　細川　義昭
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５９号
青森県弘前市大字城西２丁目３番地６
債務者　熊谷　良子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菱谷　　毅
４　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３０号
奈良県橿原市中曽司町226番地の11、前住所奈良県桜井市大字西之宮165番地の１
債務者　和田由紀子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
４　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
愛知県田原市野田町西郷29番地
債務者　山田　伸佳
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　成人
４　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９４号
愛知県豊橋市羽根井西町13番地の６
債務者　福井　潤子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　　至
４　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０号
北海道滝川市緑町５丁目１番３号、住民票上の住所熊本市東区新南部５丁目５番86号
債務者　一柳　　猛
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　信輔
４　破産債権の届出期間　平成25年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第８５８号
愛知県春日井市旭町３丁目２番地４
債務者　小木曽美佳子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　弘典
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９号
奈良県生駒市小瀬町54番地　クールヴェルビュ301
債務者　武田　修司
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　典彦
４　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１９号
名古屋市中区丸の内１丁目９番21号　丸の内ＩＨビル702号
債務者　近江牛炭火焼肉いちねん屋・明石焼たこ半（ＴＡＫＯＨＡＮ）こと　加納　史弥
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　眞下　寛之
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地９、住民票上の住所愛知県豊田市平和町５丁目20番地の５
債務者　中根　了晟
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
４　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
札幌市清田区清田５条２丁目38番15号
債務者　北原　耕二
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　昭彦
４　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部